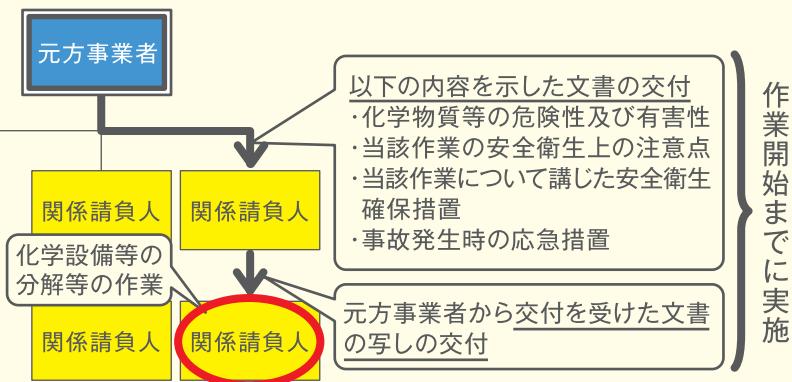


## 8 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置

- 関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用させて作業を行わせる場合には、当該機械等について以下の事項を実施すること。
  - 法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認すること
  - リスクアセスメントを実施した場合には、残留リスクなどの情報を提供すること
  - 関係請負人に定期自主検査、作業開始前点検等を確實に実施させること（補修その他の改善措置を講ずる必要が生じた場合は、関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、関係請負人と協議の上、自らがこれを講じること。）  
(造船業については、元方事業者は、足場や物品揚卸口等、交流アーク溶接機、電動機械器具等の機械等を当該仕事を行う場所において関係請負人の労働者に使用されるときは、当該機械等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。)

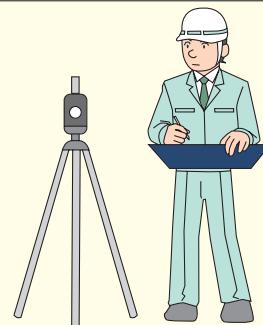
## 9 危険性及び有害性等の情報の提供

- 化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立入りを関係請負人に行わせる場合には、作業開始前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を作成し、関係請負人に交付する必要があること。（労働安全衛生法第31条の2）



## 10 作業環境管理

- 元方事業者は、作業環境測定結果の評価に基づいて関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用等について、必要な指導を行うこと。  
なお、元方事業者が実施した作業環境測定の結果は、当該測定の範囲において作業を行う関係請負人が活用できること。



## 11 健康管理

- 関係請負人の労働者の健康診断の受診率を高めるため、例えば次のことを行うこと。
  - 自らの労働者に対して実施する健康診断と関係請負人がその労働者に対して実施する健康診断を同じ日に実施することができるよう日程調整する
  - 関係請負人に対して健康診断機関をあっせんする
- また、必要に応じ、関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知その他有害業務に係る健康管理措置の周知等を行うこと。